

令和6年度新温泉町文化財保存活用地域計画進捗管理審議結果の報告について

1 新温泉町文化財保存活用地域計画協議会

- ・日 時 令和7年3月2日(日) 13:30 ~ 15:35
- ・場 所 浜坂多目的集会施設・多目的ホール
- ・出席委員 9名中、8名の出席

2 関係機関からの意見聴取

(1) 新温泉町文化財保護審議会

- ・日 時 令和7年3月10日(月) 13:30 ~
- ・場 所 浜坂多目的集会施設・多目的ホール
- ・出席委員 12名中、9名の出席

(2) 新温泉町教育委員会

- ・日 時 令和7年3月28日(金) 13:30 ~
- ・場 所 浜坂多目的集会施設・小会議室
- ・出席委員 4名中、4名の出席

3 計画の概要

本地域計画は、町総合計画（地方創生総合戦略を含む）との一体的な推進を図るために、計画期間は令和6年度（2024年度）から令和13年度（2031年度）の8年間とする。計画期間の最終年度にあたる令和13年度（2031年度）には、計画に基づく施策の実施状況並びに効果検証を行い、その結果を反映しながら計画内容を見直し、次期計画に反映することになっている。

また、計画期間を「前期（令和6～8年度（2024～2026年度）」、「中期（令和9～11年度（2027～2029年度）」、「後期（令和12～13年度（2030～2031年度）」に分け、計画の着実な実施のために必要な場合には、事業計画の

内容の見直しを行うこととされている。本年は「前期（令和6～8年度（2024～2026年度）」の1年目に該当する。

なお、次期総合計画との調整や社会情勢等の変化に対応するために計画変更を行う場合で、計画期間の変更、文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更又は計画の実施に支障が生じるおそれのある変更を行う場合は、文化庁長官による変更の認定を受け、これら以外の軽微な計画変更を行う場合は、兵庫県教育委員会と文化庁に報告し、指示を仰ぐこととされている。

4 実施内容

本年度は、以下の事業について審議した。

(1) 文化財保存活用地域計画の印刷発行及び配布

- ・文化財保存活用地域計画の印刷: 計画書本編: 100部 CD版: 100枚
計画概要版: 7000部
- ・文化財保存活用地域計画の配布: 計画書本編(関係委員会委員・庁舎内関係課)
計画概要版(全戸配布 4800部他、説明会等で配布)

(2)文化財保存活用地域計画説明会の開催

- ・町長まちづくり懇談会（企画課主催 7/2～8/23 7会場 158名）
- ・地区別説明会（生涯教育課主催 8/19～10/15 11会場 108名）
- ・その他（生涯教育課・こども教育課主催 5/18～8/25 5回 78名）

(3)文化財保存活用地域計画関連施事業

- ・6/11 第1回文化財保護審議会
- ・6/13 文化財地域計画（概要版）全戸配布
- ・7/2 まちづくり懇談会（諸寄地区）
- ・7/19 まちづくり懇談会（久斗地区）
- ・7/29 第1回新温泉町文化財保護協力委員会
- ・8/19 地域計画地区別説明会（居組地区）
- ・8/21 地域計画地区別説明会（春來地区）
- ・8/24 地域計画地区別説明会（三尾地区）
- ・8/26 地域計画地区別説明会（赤崎・和田地区）
- ・8/27 地域計画地区別説明会（八田・奥八田地区）
- ・9/26 地域計画地区別説明会（照來地区）
- ・9/27 地域計画地区別説明会（久斗山地区）
- ・10/2 地域計画地区別説明会（温泉地区）
- ・10/4 地域計画地区別説明会（熊谷地区）
- ・10/7 地域計画地区別説明会（浜坂・清富地区）
- ・10/15 地域計画地区別説明会（大庭地区）
- ・10/16 新温泉町文化財保存団体連絡会
- ・11/26 第2回新温泉町文化財保護審議会
- ・2/18 文化財地域計画・庁舎内連絡会議
- ・2/21 第3回新温泉町文化財保護審議会
- ・3/2 新温泉町文化財保存活用地域計画協議会
- ・3/10 第4回新温泉町文化財保護審議会
- ・3/11 第2回新温泉町文化財保護協力員会議

(4)文化財保存活用地域計画に基づく事業実施状況

《措置達成度基準表》

T 1	目標を大きく上回って達成
T 2	目標を上回って達成
T 3	目標をほぼ達成
T 4	目標を下回った
T 5	目標を達成できなかった
未実施	※達成度は、未記入
	※前期R8年度までの取り組みのため、評価せず。

《作成期日》

令和7年2月28日現在

[実施事業]

- ・町全体を対象とした措置事業： 64事業中、 48事業 実施率 75.0%
- ・“みち” 関連文化財群(海のみち・浜のみち・山のみち)
： 51事業中、 25事業 実施率 49.0%
- ・文化財活用重点区域 : 15事業中、 9事業 実施率 60.0%
- ・文化財保存活用地域計画全体: 130事業中 82事業 実施率 63.1%

[事業評価]

- ・目標を大きく上回って達成(T1): 1件
- ・目標を上回って達成(T2) : 10件
- ・目標をほぼ達成(T3) : 69件
- ・目標を下回った(T4) : 2件
- ・達成できなかった(T5) : 0件 ※前期実施第1年目のため、未実施事業については、
評価されていない。

※ 詳細は、次ページ「令和6年度 新温泉町文化財保存活用地域計画措置実施状況総括表」参照

※ 本計画は前期、中期、後期に別かれており、前期の最終事業評価は令和8年度末に行う。

令和6年度 新温泉町文化財保存活用地域計画措置実施状況総括表

【町全体】

事業計画基本方針項目		①措置 事業数	②実施 事業数	③事業評価内訳					実施率 ②/①	特記事項 ※T1・T2・T4評価事業
				T1	T2	T3	T4	T5		
I 町内外のさまざまな主体が“つながる”体制をつくる	I-1 文化財に関わる人の輪を広げる	7	7		3	4			100.0	・ 広報による周知 ・ 歴史文化読本作成 ・ 担い手支援事業
	I-2 町民等が中心となって取り組む体制を整える	4	2		1	1			50.0	・ 文化財保護協力員制度
	I-3 さまざまな主体の連携の場や仕組みを整える	4	4		2	1	1		100.0	・ 主体間意見交換場設定 ・ 庁舎内連携体制整備 ・ 文化財保存団体協議会設立
II ふるさとの魅力をつくり出す文化財を未来へと確実に“つなぐ”	II-1 文化財の把握や価値の明確化のための調査・研究を継続的に実施する	8	8			8			100.0	
	II-2 文化財の次世代の担い手や、保存・活用を中心となる人・団体を育む	8	6		1	5			75.0	・ 伝統産業技術継承事業
	II-3 文化財の保存の基盤となる制度や仕組みを整え、文化財を適切に保存・管理する	11	7	1	2	4			63.6	・ 文化財登録制度の創設 ・ 指定文化財補助拡充
	II-4 文化財の防災・防犯体制を強化する	4	2			1	1		50.0	・ 文化財防災・防火訓練の実施
III 文化財を“つなぎ”、多くの人々が訪れたい、住みたい、住み続けたいと思う環境をつくる	III-1 個々の文化財がもつ魅力を地域づくりに活かす	5	2		1	1			40.0	・ 文化財活用施設整備
	III-2 文化財で町内各地域をつなぎ魅力的な観光を推進する	9	6			6			66.7	
	III-3 認定・選定などの価値づけを積極的に活かす	4	4			4			100.0	
小 計		64	48	1	10	35	2	0	75.0	

【“みち”関連文化財群】

【海のみち】 「日本海が育んだ絶景と営み」に係る関連文化財群	舞 台	13	10			10			76.9	
	み ち	4	2			2			50.0	
【浜のみち】 「複雑な自然地形に拓かれた各時代の道と交流」に係る関連文化財群	舞 台	11	5			5			45.5	
	み ち	5	1			1			20.0	
【山のみち】 「山陰道と温泉が支えた地域の発展と豊かな民俗」に係る関連文化財群	舞 台	11	7			7			63.6	
	み ち	7	0						0.0	
小 計		51	25	0	0	25	0	0	49.0	

【文化財活用重点区域】

【海・浜と山をつなぐ歴史文化軸】 景勝と民俗が育む食文化を活かした「海・浜と山をつなぐ歴史文化軸」の創出 ～食文化を通じた新温泉町の歴史文化の特徴の共有と魅力の向上～	方針① 新温泉町における歴史文化を活かした観光振興の骨格軸としてのつながりと、町内各地区へとつながるターミナル機能を創出する	7	2			2			28.6	
	方針② 景勝や民俗と関連づけながら、食文化を活かした国内外への観光プロモーションを推進する	6	6			6			100.0	
	方針③ 各舞台における食文化の魅力の創出・育成を図るとともに、関連文化財群の措置と連携して、多様な歴史文化を活かした回遊性の向上を図る	2	1			1			50.0	
小 計		15	9	0	0	9	0	0	60.0	
合 計		130	82	1	10	69	2	0	63.1	

5 事業評価

[基本方針1] 町内外のさまざまな主体が“つながる”体制をつくる

- (1) 文化財に関わる人の輪を広げる措置としては、町広報や町ホームページでの歴史文化や文化財の紹介の拡充、歴史文化読本「偉人マンガ 篠原無然」の作成、町外の担い手・支援確保の交流事業が実施されている。
- (2) 町民等が中心となって取り組む体制づくりの措置としては、文化財保護協力員制度の創設、主体間の情報共有・意見交換の場として、地域住民の文化財に対する意見を聞くために「町長まちづくり懇談会」「地区別説明会」が開催されたことは高く評価できる。
- (3) さまざまな主体の連携の場や仕組みづくりの措置としては、文化財室を創設し、庁舎連携会議の強化が図られている。

[基本方針2] ふるさとの魅力をつくり出す文化財を未来へと確実に“つなぐ”

- (1) 文化財の把握や価値の調査・研究を継続する措置としては、全体的にこれまでに取り組んできた事業の継続であるが、照来地区説明会での意見要望を受けて、仏像彫刻の調査が実施されている。
- (2) 文化財の次世代の担い手や保存・活用となる人・団体の育成の措置としては、伝統産業の技術等の継承として浜坂針(レコード針)、酒づくりの体験やイベントが開催されている。
- (3) 文化財の保存制度や適正な管理体制づくりの措置としては、町独自の登録文化財制度の創設、指定文化財補助事業の拡充が図られている。
特に、登録文化財制度が制定されたことは、今後町が地域計画を進める上で大きなミッションになると思われる。
- (4) 文化財の防災・防犯体制の強化の措置としては、文化財防災対応マニュアルの作成について検討されている。

[基本方針3] 文化財を“つなぎ”、多くの人が訪れたい、住みたい、住み続けたいと思う環境をつくる

- (1) 文化財が持つ魅力を地域づくりに活かす措置としては、看板の設置などが実施されている。
- (2) 文化財で地域をつなぎ魅力的な観光を推進する措置としては、温泉の活用として「シン・温泉検定」の実施、温泉文化「湯がき文化」の活用、また「食文化」としてなれずし製作体験が実施されている。
- (3) 認定・選定の価値の位置づけの措置としては、各関連都市との連携を深める事業のほか、日本遺産「麒麟獅子舞」については、町と保存団体により「但馬麒麟獅子舞フェスタ」や日本遺産「北前船寄港地・船主集落」については諸寄地区との共催により「北前船寄港地祭り」が、世界農業遺産「但馬牛」については、関係機関・団体による「但馬牛まつり」が開催されている。

< “みち” 関連文化財群 >

「海のみち」日本海が生んだ絶景と、海とともに生きる人々の営みを感じられるみちづくり

- ・廻船問屋の調査及び保存については、廻船問屋「千原屋道盛邸」の国・登録文化財に向けた県教委の現地調査の実施、また町と県立芸術文化観光専門職大学や諸寄区との連携事業として廻船問屋の活用について検討されている。

「浜のみち」複雑な自然地形に拓かれた道の変遷と人々の交流の歴史を感じられるみちづくり

- ・複雑な自然地形に拓かれた道の歴史と交流づくりについては、国・県や民間との連携が必要となるため、これまでからの事業が継続実施されている。しかし、諸寄駅周辺の整備事業として、地元と公衆トイレの改修整備についての協議が図られている。

「山のみち」山陰道の往来と但馬有数の温泉地に支えられた地域の発展と豊かな民俗を感じられるみちづくり

- ・山陰道の往来と温泉地に支えられた地域の発展と豊かな民俗を感じられるみちづくりについては、国・県との調整が必要となるため、これまでの事業が継続実施されている。その中でも湯村温泉にまつわる民俗調査として県立歴史博物館による温泉文化調査の実施、ケーブルテレビによる民俗行事の映像記録取材などが実施されている。

<文化財保存重点地区>

「海・浜・山をつなぐ歴史文化軸」

[方針1] 町内各地区がつながるターミナル機能の創出

- ・区域内をめぐる交通手段の整備としては、町民バスの運行確保が図られている。

[方針2] 食文化を活かした国内外への観光プロモーションの推進

- ・食文化と歴史文化体験事業としては、但馬牛や湯がき文化、竹輪の試食、参加者による魅力創出プログラムづくりが開催されている。
- ・湯村温泉の食文化を活かした荒湯の「湯がき」は、多くの人々が「湯がき文化」を体験・体感する機会として、また文化財を活用した経済効果に繋がられている。

[方針3] 多様な歴史文化を活かした回遊性向上の推進

- ・具体的な事業には、取り組めていなかった。

6 所見

[基本方針1] 町内外のさまざまな主体が“つながる”体制をつくる

- ・地域住民にとって文化財は日常的なものであること、また専門的な用語が多いため文化財への関心が薄いことが、説明会・講演会・シンポジウム等への参加者が少ないことが推測される。そのためには、文化財を分かり易いことばで地域住民にとって身近なものとして、説明方法や開催内容等を検討し、より多くの地域住民の参加に向けて努められたい。
- ・地域住民が地域の文化財を「地域の宝・財産(誇り)」として保存・活用していただくためには、先ず地域住民が地域の文化財について知ることが大切である。そのためには、町広報・町ホームページ・ケーブルテレビ・インターネット・SNSなどを通じて、町内外への情報発信に努められたい。
- ・旧小学校区単位の体制づくりは、地域計画を進める上で核となる体制であるため、地域の実情にあった方法や推進体制を検討し、整備に努められたい。
- ・地域が抱える地域課題(人口減少・高齢化)を文化財行政の面から解決するためには、文化財保護協力員活動の推進、町内外をはじめ外国の方による文化財調査ボランティア制度の創設に努められたい。
- ・地域計画は町の総合計画の大きな根幹をなす計画の一つであり、地域計画の措置は町行政全般に関係するものである。そのためは、庁舎内における連携と地域計画の進捗管理(KPI や数値化)の徹底と成果と課題を次年度への予算措置等に反映する体制づくりに努められたい。

[基本方針2] ふるさとの魅力をつくり出す文化財を未来へと確実に“つなぐ”

- ・地域に所在する文化財の調査については、文化財保護協力員制度の活用と合わせて、地域ごとの年次計画に基づいた実施に努められたい。特に古文書の所在調査と食文化(祭事食・地区主神饌)の調査を急がれたい。
- ・学校教育や校外における子どもを対象とした歴史文化の体験学習については、地域で誇れる文化財(宝や財産)について次代を担う子どもたちに伝えるための授業カリキュラムを作成し、子どもたちが文化財を地域の誇りとしてより理解する「ふるさと教育」の推進に努められたい。

特に、小中学校における「ふるさと給食(甘えび・カニ・ホタルイカ・但馬牛)」は、将来子どもたちが就職や進学で町外に出たとき、町の情報発信者になることが期待される事業であり、特に地域の食材を使った「地産地消」の給食(食文化)の推進に努められたい。

- ・地域計画の措置を着実に進める上で、その財源の確保が課題となることが予想される。そのため積極的に国や県などの補助制度を活用することはもとより、クラウドファンディングやふるさと納税などの制度を活用するように努められたい。
- ・先ず地域住民への文化財に対する意識啓発を最優先し、その次に旧小学校区単位の組織づくりと合わせて、防災・防犯意識の啓発を推進する必要がある。また町全体の地域防災計画の中に文化財の防災・防犯を位置付けるための体制づくりに努められたい。
- ・各小中学校で作成している学校新聞を町内各小中学校の「ふるさと学習」の教材(歴史文化カリキュラム)として活用する必要がある。

[基本方針3] 文化財を“つなぎ”多くの人が訪れたい、住みたい、住み続けたいと思う環境をつくる

- ・安定的な財源の確保と地域計画の年次計画に基づいた事業実施に努められたい。
- ・事業の実施については、人材育成やマンパワーの確保に努められたい。

<“みち” 関連文化財群>

「海のみち」日本海が生んだ絶景と、海とともに生きる人々の営みを感じられるみちづくり

- ・地域住民と一緒に地元の歴史文化の魅力づくり、特に「海のみち」日本海が生んだ絶景と海とともに生きる人々の営みを感じられるみちづくりについては、その拠点となる「廻船問屋(千原屋道盛邸)」の整備・活用について努められたい。
- ・関係機関や関係課との連携による推進体制の整備に努められたい。

「浜のみち」複雑な自然地形に拓かれた道の変遷と人々の交流の歴史を感じられるみちづくり

- ・国・県や民間、また関係課との連携協議による町総合計画と地域計画との整合性について検討し、実施に努められたい。
- ・「浜のみち」関連文化財の調査や活用については、近隣自治体(香美町・岩美町)との連携協議に努められたい。

「山のみち」山陰道の往来と但馬有数の温泉地に支えられた地域の発展と豊かな民俗を感じられるみちづくり

- ・国・県や民間、また関係課の連携協議による町総合計画と地域計画との整合性について検討し、実施に努められたい。
- ・「山のみち(山陰道)」関連文化財の調査や活用については、近隣自治体(香美町・岩美町)との連携協議に努められたい。

<文化財保存重点地区>

「海・浜・山をつなぐ歴史文化軸」

[方針1] 町内各地区がつながるターミナル機能の創出

- ・現状と課題を分析し、町総合計画と地域計画の措置との整合性について検討し、実施に努められたい。
- ・運転手不足等を解決するための人材育成やマンパワーの確保など、交通手段の確保に向けた検討に努められたい。

[方針2] 食文化を活かした国内外への観光プロモーションの推進

- ・既存イベントの見直しと、食文化を活かした新たな観光プロモーションの検討に努められたい。
- ・新型コロナ禍のインバウンドに対応した情報発信と多言語化事業の推進に努められたい。

[方針3] 多様な歴史文化を活かした回遊性の向上の推進

- ・歴史文化（食文化）を活かした回遊性の向上を図るためには、集落ごとの関連文化財（食文化）の調査とその価値を検討し、地域間の歴史文化軸の創出に努められたい。

<全体>

- ・地域計画の進捗管理については、第三者の目でしっかりと見ていただくことが必要であり、地域計画の実施計画期間の前期が終了する令和8年度には未実施措置も含めて、KPIと数値による分析評価資料の提供に努められたい。
- ・兵庫県内で国の認定を受けた市町は令和6年12月現在12市町である。認定後に「協議会」の設置は必ずしも義務ではないが、現在12市町のうち7市町が認定後に協議会を設置されており、新温泉町は認定後速やかに協議会を設置されたことは評価される。
- ・協議会を設置して地域計画の進捗状況を確認することは、地域計画を進める上で大切なことであり、実効性と有効性という視点において、協議会が設置されていない市町との間で地域計画の取り組みに差が出ているので、引き続き措置の進捗管理に努められたい。
- ・兵庫県で最初に認定された神河町では6年目を迎え、令和7年度には町総合計画の改定と合わせて地域計画の改定が進められている。この間、協議会による地域計画の進捗管理を進めたことでは、各部局が制定されている事業計画と文化財行政が策定している地域計画との共有が図れ、情報交換が密にできるようになったという意見も聞いており、地域計画の進捗管理と合わせて庁舎内連携体制の強化を引き続き図られたい。